

表 6-4 騒音規制法に定める特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

特 定 建 設 作 業 種 類	種 類 に 対 す る 規 制 基 準					備 考
	騒 音 の 大 き さ	夜間または 深 夜 作 業 の 禁 止	1 日 の 作 業 時 間 の 制 限	作 業 時 間 の 制 限	日 曜 日 、 そ の 他 の 休 日 の 作 業 禁 止	
① くい打機、 くい抜機ま たはくい打 くい抜機を 使 用する作 業	85 デシベル	第1号区域 午後7時 から翌日の 午前7時 ま で	第1号区域 1日につき 10時間	同 一 場 所 に お い て 連 続 6日間	日 曜 日 、 そ の 他 の 休 日	もんけん、圧入式くい 打くい抜機またはくい 打機をアースオーガー と併用する作業を除く。
② びょう打機 を 使用する 作業						
③ さく岩機を 使 用する作 業						作業地点が連続的に移 動する作業にあっては、1日における当該 作業に係る二地点間の 最大距離が50mを超 えない作業に限る。
④ 空気圧縮機 を 使用する 作業						電動機以外の原動機を 用いるものであって、 その定格出力が15kW 以上のものに限る。 (さく岩機の動力とし て使用する作業を除く。)
⑤ コンクリー ト プラント またはアス ファルトプ ラントを設 けて行う作 業		第2号区域 午後10時 から翌日の 午前6時 ま で	第2号区域 1日につき 14時間	同 一 場 所 に お い て 連 続 6日間	日 曜 日 、 そ の 他 の 休 日	混練機の混練量がコン クリートプラントは、 0.45m ³ 以上、アス ファルトプラントは、 200kg以上のものに限 る。(モルタル製造の ためにコンクリートプ ラントを設けて行う作 業を除く。)
⑥ バックホウ を 使用する 作業		原動機の定格出力が80 kW以上のものに限 る。				
⑦ ト ラクター ショベルを 使 用する作 業		原動機の定格出力が70 kW以上のものに限 る。				
⑧ ブルドーザ ーを 使用す る作業		原動機の定格出力が40 kW以上のものに限 る。				

(注) (区域の区分) 第1号区域：騒音規制法に基づく規制地域の区分の第1種区域、第2種区域および第3種区域の全区ならびに第4種区域で(ア)学校、(イ)保育所、(ウ)病院・患者を収容する施設を有する診療所、(エ)図書館、(オ)特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80m以内の区域。

第2号区域：騒音規制法に基づく規制地域の区分の第4種区域のうち、第1号区域を除く区域。

- (そ の 他) 1 基準値は、特定建設作業の場所の敷地境界線での値である。
2 6から8の作業にあっては、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。